

付議案第 19 号

福岡市教育委員会職員人事評価規程の一部改正案

上記の付議案を提出する。

令和3年3月17日

福岡市教育委員会

教育長 星子 明夫

理由

本件は、令和3年度教育委員会組織編成等に伴い、所要の改正を行う必要があるため、福岡市教育委員会職員人事評価規程の一部改正案について、福岡市教育委員会事務委任規則第2条第1項第2号の規定により付議するものである。

福岡市教育委員会職員人事評価規程の一部改正案

福岡市教育委員会職員人事評価規程（昭和32年福岡市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

第1条ただし書中「平成28年福岡市訓令第3号）」を「平成28年福岡市訓令第3号」に、「平成28年福岡市教育委員会訓令第1号）」を「平成28年福岡市教育委員会訓令第1号」に、「総務部長」を「職員部長」に改める。

福岡市教育委員会職員人事評価規程の一部を改正する規程 新旧対照表

福岡市教育委員会職員人事評価規程（昭和32年福岡市教育委員会訓令第3号）

旧	新
<p>第1条 福岡市教育委員会職員の人事評価の実施に関しては、福岡市職員人事評価規程（昭和28年達甲13号）を準用する。但し、第6条、第16条及び第19条中「総務企画局長」並びに第13条中「副市長」とあるのは「教育長」と、第8条中「福岡市標準的な職を定める規程（平成28年福岡市訓令第3号）」とあるのは「福岡市教育委員会の標準的な職を定める規程（平成28年福岡市教育委員会訓令第1号）」と、第9条、第10条、第12条、第13条及び第18条中「市長」とあるのは「教育委員会」と、第15条中「総務企画局長又は総務企画局人事部長」とあるのは「教育長又は総務部長」と読替えるものとする。</p> <p>第2条 （略）</p>	<p>第1条 福岡市教育委員会職員の人事評価の実施に関しては、福岡市職員人事評価規程（昭和28年達甲13号）を準用する。但し、第6条、第16条及び第19条中「総務企画局長」並びに第13条中「副市長」とあるのは「教育長」と、第8条中「福岡市標準的な職を定める規程（平成28年福岡市訓令第3号）」とあるのは「福岡市教育委員会の標準的な職を定める規程（平成28年福岡市教育委員会訓令第1号）」と、第9条、第10条、第12条、第13条及び第18条中「市長」とあるのは「教育委員会」と、第15条中「総務企画局長又は総務企画局人事部長」とあるのは「教育長又は職員部長」と読替えるものとする。</p> <p>第2条 （略）</p>